

第3次男女共同参画計画ウィズプラン
序章
第1章 計画の策定にあたって
1. 計画策定の趣旨
2. 策定の背景
(1)男女共同参画を取り巻く社会潮流 ① 日本社会全体における状況の変化と女性活躍推進法 ② ライフスタイルの多様化や世帯構造の変化 ③ 男性の仕事と生活を取り巻く状況 ④ 東日本大震災等の経験から得た教訓 ⑤ 女性に対する暴力をめぐる状況
(2)世界の動き
(3)国・府の取り組み
(4)富田林市の取り組み
第2章 富田林市の現状と課題
1. 富田林市の現状
2. 富田林市の男女共同参画の課題
(1)男女共同参画のための意識形成の促進
(2)政策・社会参画と経済的自立の促進
(3)参画と自立を支援する地域福祉の推進
(4)女性の生涯を通した健康の保持推進
(5)女性に対するあらゆる暴力の根絶
(6)総合的な男女共同参画施策の推進

第4次男女共同参画計画ウィズプラン(骨子案)	改正のポイント(10年の変化)
序章	
第1章計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	
2. 策定の背景	
削除	現行プランの『男女共同参画を取り巻く社会潮流』は、『世界の動き』および『国・府の取り組み』に盛り込む。
(1)世界の動き	①「アジェンダ2030(SDGs)」による制度化 ②世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数」 ③国連「女性・平和・安全保障(WPS)」
(2)国・府の取り組み	国(政府)の主な取組 ・女性活躍推進法の本格施行(2016年) ・政治分野における男女共同参画推進法の成立(2018年) ・改正育児・介護休業法により、男性育休の義務化・取得促進(2022年) ・「LGBT理解増進法」の成立・施行(2023年) ・性犯罪に関する刑法の大幅改正(2023年) ・困難女性支援法(2024年) 大阪府の主な取組 ・「性の多様性理解増進条例」の制定(2019年10月) ・「大阪府パートナーシップ宣誓制度」の開始(2020年) ・「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を改定(2021年) ・「男女いきいきプラス」事業者認証制度による職場環境改善
(3)富田林市の取り組み	第2章 富田林市の現状と課題 2. 富田林市の男女共同参画の現状と課題 との整合性を検討
第2章 富田林市の現状と課題	
1. 富田林市の現状	最新データを盛り込む
2. 富田林市の男女共同参画の現状と課題	
(1)女性の活躍に向けた環境づくりの推進 ①富田林市のとりくみ ②数値目標の達成状況 ③市民意識調査に見る課題	第3次計画の実績評価を記載 第3次計画数値目標の達成状況から課題抽出 市民意識調査結果を踏まえた課題整理を行う
(2)政策・方針決定過程等における女性の活躍支援 ①富田林市のとりくみ ②数値目標の達成状況 ③市民意識調査に見る課題	第3次計画の実績評価を記載 第3次計画数値目標の達成状況から課題抽出 市民意識調査結果を踏まえた課題整理を行う
(3)男女が安心して暮らせるまちづくりの推進 ①富田林市のとりくみ ②数値目標の達成状況 ③市民意識調査に見る課題	第3次計画の実績評価を記載 第3次計画数値目標の達成状況から課題抽出 市民意識調査結果を踏まえた課題整理を行う
(4)女性に対するあらゆる暴力の根絶 ①富田林市のとりくみ ②数値目標の達成状況 ③市民意識調査に見る課題	第3次計画の実績評価を記載 第3次計画数値目標の達成状況から課題抽出 市民意識調査結果を踏まえた課題整理を行う
(5)男女共同参画のための意識啓発の推進 ①富田林市のとりくみ ②数値目標の達成状況 ③市民意識調査に見る課題	第3次計画の実績評価を記載 第3次計画数値目標の達成状況から課題抽出 市民意識調査結果を踏まえた課題整理を行う

第3章 計画の基本的な考え方		
1. 計画の位置づけ		
2. 計画期間 10年間		10年
3. 基本理念		
①男女の人権の尊重	①性別にかかわらず、すべての人々の人権尊重	「男女の人権尊重」は、主に「男性」と「女性」という二元的な性別における格差や不平等を解消し、同等の権利と機会を保障することです。一方、男女の性別にとらわれず、すべての人の性的指向や性自認(SOGI)を包摂し、多様性を認めることを指します。
②社会制度や慣行についての配慮	②社会制度や慣行の見直しにおけるジェンダー平等の実現	固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)を解消し、性別に関わらず誰もが公平に機会を得て、自分らしい生き方を選択できる社会基盤を構築するための改革をめざします。
③政策・方針決定等への男女共同参画	③性別にかかわらず、あらゆる立場の人々の政策・方針決定等への参画	あらゆる分野の方針決定過程において、固定的な性別役割にとらわれない視点や意見を反映させるため、多様な人々の参画や登用を促進していきます。
④家庭生活及び社会生活への参画	④家庭生活におけるジェンダー平等の実現	家事・育児・介護などの負担が特定の性別に偏ることなく、共に支え合う意識の醸成や、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
⑤健康への配慮	⑤性差やライフステージに応じた健康保障	性差や年齢・ライフステージによる心身の変化に応じた健康支援を行い、すべての人が生涯を通じて健やかに暮らせる環境をつくります。
⑥国際社会の取組みを考慮	⑥国際社会の取組みを考慮	女性・平和・安全保障(WPS)の取り組み
4. 強調する視点		
(1)固定的な性別役割分担意識の解消	(1)固定的な性別役割分担意識の解消	
(2)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進	(2)男女共同参画の推進による多様な幸せ(Well-being)の実現	府・国の計画で重要視されています。
	(3)SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化	「2026-2030大阪府男女共同参画計画」で明記されています。
5. 重点目標		
①女性の活躍に向けた環境づくりの推進	①あらゆる世代、分野における固定的な性別役割分担意識やアイコンシャスバイアスの解消	家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が解消され、男女が互いの人権を尊重し、多様性を認めあう取り組みを推進します。
②政策・方針決定過程等における女性の活躍支援	②誰もが活躍できる社会に向けた環境づくりの推進	多様で柔軟な働き方を推進し、男性の育児参加を含むワークライフバランスの実現をめざします。また、性別にかかわらず、あらゆる立場の人々がさまざまな分野の方針決定の場へ参画できるよう取り組みを推進します。
③男女が安心して暮らせるまちづくりの推進	③あらゆる暴力およびハラスメントの防止	暴力(DV)やハラスメント、性暴力など、あらゆる暴力が重大な人権侵害であるという認識を社会全体で共有します。
④女性に対するあらゆる暴力の根絶	④多様な困難を抱える人々が安心していきいきと暮らせる仕組みづくり	ひとり親、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ、同和問題(部落差別)などの人権課題を抱え、さらに貧困・孤立といった多様な困難に直面している人々が、安心して暮らせるよう、切れ目のない包括的・重層的な支援を提供します。
⑤男女共同参画のための意識啓発の推進		

第4章 施策の展開
【重点目標1】女性の活躍に向けた環境づくりの推進
(1)働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進
施策① 職場における男女の均等な機会・男女共同参画の促進
施策② 事業所に対するワーク・ライフ・バランス推進の働きかけ
施策③ 男性にとっての男女共同参画の推進
(2)子育て支援の充実
施策④ 子育てのための支援体制の充実
施策⑤ 地域における子育て支援の充実
(3)介護者支援の充実
施策⑥ 家族介護者への支援の充実
(4)女性の職業生活における活躍支援
施策⑦ 市における「女性活躍推進法」に基づく取り組みの推進
施策⑧ 事業所の「女性活躍推進法」に基づく取り組みへの支援

第4章施策の展開	
【重点目標1】あらゆる世代、分野における固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消	第3次計画 【重点目標5】男女共同参画のための意識啓発の推進 に相当
SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化	   
【めざす姿】 家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が解消され、性別にとられないすべて人々の人権を尊重する社会。	【設定の背景と理由】 上位計画において、性別にかかわらず、すべて人々の人権が尊重され、持続可能で多様性に富んだ社会を築くために、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大が求められています。本市の調査では、職場において「昇進・昇格や管理職への登用で男性が優遇されている」という認識が強く、特にキャリア形成に関わる正規職員で顕著でした。女性自身が方針の立案や決定の場へ参画する力を身に付けていく「育成」の視点を取り入れ、女性がキャリアを築けるような支援をめざす内容としています。
【指標(目標数値)】 ●「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に反対する割合 ●「社会のしきたりや慣習」が男女平等になっていると思う人の割合 ●市民意識調査での子どもに期待する資質において「仕事にいきがい」「やさしく思いやりがある人」における女性と男性との期待ギャップの縮小	アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消と、市の施策・条例の周知度向上を測る指標を設定します。
(1)性別役割分担意識の解消、社会制度・慣行の見直しと意識啓発の推進	【課題】 市民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に賛成する男性の割合が、平成27年度調査の28.8%から令和7年度調査では39.2%へと増加しており、意識の逆行が見られます。 市の男女共同参画推進条例を「全く知らない」と回答した市民が63.5%に上るなど、施策の認知度不足も顕著。 【強化ポイント】 ・ターゲットに応じたきめ細やかな意識啓発 ・男性の家庭・地域生活への主体的参画の促進 ・施策の「見える化」と効果的な広報
施策①ジェンダー平等に関する情報提供の推進	
施策②家庭生活におけるジェンダー平等の推進	
施策③社会におけるジェンダー平等の推進	
(2)幼少期からのジェンダー平等教育・学習の推進	【課題】 子どもに期待する資質として、女の子には「やさしさや思いやり」、男の子には「仕事のやりがい」を求める傾向が強く、大人側から子どもに対するアンコンシャス・バイアスが押し付けられている実態が。一方、市民からは男女共同参画社会の実現に必要な方策として「学校でのジェンダー平等教育」が強く求められている。 【強化ポイント】 ・教育・保育現場におけるジェンダー平等教育の推進 ・暴力防止と多様性の尊重に向けた教育の充実
施策④学校園におけるジェンダー平等教育の推進	
施策⑤ライフステージに応じたジェンダー平等教育の推進	
施策⑥多様な性(SOGI)のあり方についての理解促進	
(3)男女共同参画センターウィズの機能強化(新)	【課題】 DV被害を受けた市民の4割以上が「どこにも相談しなかった」と回答しており、被害者の孤立化が深刻な課題となっています。また、地域における困難が複雑化・多様化しており、相談体制や支援ネットワークの要となる拠点の役割が重要になっています。 【強化ポイント】 ・多様なニーズに応じた相談体制と運営の充実 ・ジェンダー平等推進に向けた、地域の多様な主体との連携・協働の拠点化 ・女性リーダーの育成
施策⑦ジェンダー平等推進に向けた拠点となる運営	
施策⑧関係機関等との協働・ネットワークの構築	

第4次男女共同参画計画ウィズプランの構成案

【重点目標2】
(5)政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
施策⑨ 審議会等への女性登用の推進
施策⑩ 事業所での女性登用の促進
(6)女性の人材育成
施策⑪ 女性の就職、就業継続、再就職、起業等への支援
施策⑫ 女性リーダーの育成と登用のしくみづくり
【重点目標3】男女が安心して暮らせるまちづくりの推進
(7)性の尊重と母性保護の促進
施策⑬ リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発の推進
施策⑭ 母子保健の充実
(8)生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

【重点目標2】②誰もが活躍できる社会に向けた環境づくりの推進	第3次計画 【重点目標1】女性の活躍に向けた環境づくりの推進と【重点目標2】政策・方針決定過程等における女性の活躍支援をひとつにまとめる
SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化	    
【めざす姿】 性別にかかわらず、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現し、多様で柔軟に働き続けられる社会をめざします。 男性の家庭生活への主体的参画や長時間労働の是正を進めるとともに、女性をはじめとする多様な人材のキャリア形成や、防災・地域活動などあらゆる分野の政策・方針決過程への参画を推進します。	【設定の背景と理由】 性別にかかわらずすべての人々の人権が尊重される社会を築くため、本市ではキャリア形成を見据えた女性の「育成」と参画を支援していく必要があるためです。 また、本市の意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて「女性が働き続けられる制度と環境の整備」が市民から最も多く求められる一方、現実には家庭内負担の偏りが依然として課題となっています。女性の活躍には、男性の家庭生活への主体的参画、長時間労働の是正が不可欠であることから、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりをめざすものです。
・市審議会等における女性委員登用率 ・市役所の女性管理職割合 ・管理職登用や社会制度・慣習における男女平等感 ・男性の家事・育児・介護等の実施時間(1日2時間以上)の割合 ・男性の長時間労働(1日8時間以上)の割合 ・職場での休暇の取得しやすさにおける男女平等感 ・市男性職員の育休取得率(2週間以上)および職員の有休取得率	意思決定の場への女性の参画度と、職場におけるキャリア形成の平等感を測る指標を設定します。ワークライフバランスの実現に向け、男性のケア労働への参画と長時間労働の是正を測る指標を設定します。
(4)性別にかかわらず、あらゆる立場の人々の政策・方針決定過程への参画推進	【課題】 ・市民意識調査において、「社会、政治活動への参加」で「男性が優遇されている」と感じる割合が女性で74.4％に達し、強い不平等感が存在しています。 ・職場においても、「管理職への登用」や「昇進・昇格」で男性優遇の認識が強く、特にキャリア形成に直結する正規職員でその傾向が顕著に表れています。 ・市の管理職(管理的地位にある職員)に占める女性割合は全体で30.9％(令和7年度)まで上昇しているが、部長級(7.1％)や次長級(10.0％)などの上位役職では依然として低い状況にあります。 【強化ポイント】 ・市の審議会や地域活動等への女性参画の拡大 ・事業所における女性登用の促進と意識改革
施策⑨審議会等への女性の登用の推進	
施策⑩事業所・地域活動等での女性の登用の促進	
施策⑪防災・復興における女性参画	・ジェンダー平等の視点を取り入れた防災対策
(5)職場におけるワーク・ライフ・バランスと多様な働き方の推進	【課題】 市民意識調査において、男性の58.2％が1日8時間以上「仕事」に費やしている一方で、「家事・育児・介護等」に1日2時間以上費やす男性は14.3％にとどまっており、長時間労働が男性の家庭参画を阻む要因となっています。また、職場の「育児、介護・看護休暇など休暇の取得のしやすさ」について「女性が優遇されている」と感じる人が全体で30.8％存在し、男性が気兼ねなく制度を利用しづらい環境が示唆されています。 【強化ポイント】 ・多様で柔軟な働き方の推進 ・男性の育休取得と意識改革
施策⑫職場におけるジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスの推進	
施策⑬男性の家事、育児・介護への主体的参画	
(6)女性の活躍支援と人材育成	【課題】 ・ジェンダー平等の実現のために今後必要な方策として、「女性が働き続けられる制度と環境の整備」(34.1％)が市民から最も多く求められています。また、女性の非正規雇用の割合が高く、正規職員との間の処遇差やキャリア形成の難しさが女性の経済的自立を阻む要因となっています。 ・政策・方針決定過程への女性参画を実質的に進め、指導的地位に就く人材を厚くするためには、女性が方針の立案や決定の場へ参画しやすい環境づくり、その力を身に付けていく「育成」の視点が不可欠。 ・市民意識調査において、女の子に対する期待として「指導力がある人」や「仕事に生きがいを見出せる人」を求める割合が男の子に比べて低く、アンコンシャス・バイアスが女の子の野心や将来のキャリア形成を阻害している懸念があります。 【強化ポイント】 ・事業所における女性活躍推進の支援 ・女性リーダーの育成とエンパワーメント ・次世代のキャリア教育とロールモデルの提示 ・就労・キャリアアップ・起業への切れ目ない支援
施策⑭市・事業所における「女性活躍推進法」に基づく取り組みの推進	
施策⑮女性の就職、就業継続、再就職、起業等への支援	
施策⑯女性リーダーの育成と登用のしくみづくり	

第4次男女共同参画計画ウィズプランの構成案

施策⑮ ライフステージに応じた健康づくりの促進
(9)さまざまな困難を抱える人への支援
施策⑯ 高齢者や障がい者(児)への支援
施策⑰ 複雑・多様化する生活課題等に対する支援
施策⑱ ひとり親家庭への支援
【重点目標4】女性に対するあらゆる暴力の根絶
(10)女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶
施策⑲ あらゆる暴力を許さない意識づくり
施策⑳ 女性に対する暴力の発生を防止する環境づくり
(11)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
施策㉑ 配偶者等からの暴力の防止対策の推進
施策㉒ 関係機関の連携による体制の充実

(7)地域・家庭における生活(子育て・介護)支援の充実	【課題】 家庭内における「育児、子どもの教育等」を「主に女性の役割(どちらかと言えばを含む)」とする認識が男性で33.0%(女性は17.5%)あり、依然として負担が女性に偏っています。また、男女共同参画社会の実現に向けて「子育て支援制度・サービスの充実」を求める声は、特に18～39歳で41.2%と高くなっています。 ・老後の不安として「健康面」「経済面」に次いで「日常生活」が挙げられており、介護への不安がうかがえます。また、「高齢者や病人の介護・看護」を「女性の役割」と捉える割合が男性で17.4%あり(女性は10.0%)、介護負担が女性に集中しやすい傾向がある。超高齢社会を迎え、働きながら介護を担う「ワーキングケアラー」の増加も懸念される。 【強化ポイント】 ・男性の実質的な育児参画の促進 ・切れ目のない子育て支援体制の構築 ・仕事と介護の両立(介護離職防止)支援 ・地域における介護者支援の充実
施策⑰子育てのための支援体制の充実	
施策⑱家族・介護者への支援の充実	
【重点目標3】あらゆる暴力およびハラスメントの防止	第3次計画 【重点目標4】女性に対するあらゆる暴力の根絶 に相当
SDGsの推進によるジェンダーの視点の主流化	
【めざす姿】 暴力(DV)やハラスメント、性暴力など、あらゆる暴力が重大な人権侵害であるという認識が社会全体で共有され、被害の未然防止と、被害者が孤立せず適切な支援を受けられる社会	【設定の背景と理由】 暴力は、心身を傷つけるのみならず自己肯定感を失わせる重大な人権侵害です。本市の調査では、セクシュアル・ハラスメントにおける加害と被害の認識ギャップや、DVの被害に遭っても4割以上が「相談するほどのことではない」と被害を矮小化し、どこにも相談していない深刻な孤立状態が明らかになっています。暴力の背景には男女の経済力や地位の格差など構造的な問題があることを踏まえ、被害の未然防止に向けた啓発強化と、被害者がためらわずに相談・救済される体制づくりを強調しています。
【指標(目標数値)】 ●配偶者、パートナー間における以下の行為を暴力として認識する市民の割合 「なぐるふりをする」「大声でどなる」「長時間無視する」「交友関係や行動を細かく監視したり、制限する」など ●DV被害をどこにも相談しなかった人の割合	あらゆる暴力の正しい認識率と、被害者が孤立せずに相談できる体制の機能度を測る指標を設定します。
(8)女性・こどもに対するあらゆる暴力の防止と根絶	【課題】 ・市民意識調査において、「長時間無視する」といった精神的暴力を暴力(DV)にあたると認識する割合が54.4%に留まっており、非身体的な暴力に対する認識の低さが課題。 ・セクシュアル・ハラスメントに関して、女性の39.8%が「性的なジョークなどを受けたことがある」と回答している一方で、男性の24.8%が「したことがある」と回答しており、加害側が自身の言動をハラスメントと認識しづらい実態(被害と加害の認識ギャップ)がうかがえます。 ・SNSなどのコミュニケーションツールの普及に伴い、こどもや若年層を狙った性犯罪やデートDVなど、暴力の形態が多様化・潜在化しています。 【強化ポイント】 ・あらゆる暴力に関する正しい認識の普及 ・ハラスメントの未然防止と加害無自覚へのアプローチ ・こども・若年層への性暴力・デートDV防止教育
施策⑲あらゆる暴力・ハラスメントを許さない意識づくり	
施策㉑女性、こども・若者に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり	
(9)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の強化	【課題】 ・DV被害経験者のうち43.2%が「どこにも相談しなかった」と回答しており、その理由として「相談しても無駄だと思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」(共に33.3%)が上位を占めており、被害の矮小化や潜在化、孤立化など深刻な状態がみられます。 ・就業形態別に見ると、非正規職員は正規職員に比べて身体的・精神的・経済的なあらゆる暴力において被害経験率が高く、不安定な立場が複合的な困難や暴力被害につながりやすい構造的な課題があります。 【強化ポイント】 ・被害者が相談しやすい窓口の充実と積極的周知 ・加害者を対象とした更生・再発防止に向けたプログラムの導入 ・複合的な困難を抱える被害者(マイノリティ女性等)への包括的・重層的自立支援 ・関係機関(児童虐待対応機関等)とのネットワーク強化
施策㉑暴力の防止対策の推進	
施策㉒関係機関の連携による体制の充実	

第4次男女共同参画計画ウィズプランの構成案

【重点目標5】男女共同参画のための意識啓発の推進
(12)社会制度・慣行の見直しと意識啓発の推進
施策㉓ 男女共同参画に関する情報提供の推進
施策㉔ 家庭生活における男女共同参画の促進
施策㉕ 地域における男女共同参画の促進
(13)男女共同参画の教育・学習の推進
施策㉖ 学校園における男女平等教育の推進
施策㉗ 男女共同参画の学習の推進
施策㉘ 性的マイノリティ※についての理解促進
第5章 計画の推進
1. 庁内推進体制の強化
2. 市民、事業者、教育関係者、関係機関との連携による推進
3. 施策の進行管理

【重点目標4】多様な困難を抱える人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備	第3次計画 【重点目標3】男女が安心して暮らせるまちづくりの推進 に相当
SDGsの推進によるジェンダーの視点の主流化	
【めざす姿】 ひとり親、高齢者、障がい者、部落差別(同和問題)、外国人、性的マイノリティなどの人権課題を抱え、さらに貧困・孤立といった多様な困難を抱える人々への切れ目のない包括的・重層的な支援や、生涯にわたる心身の健康支援が充実し、誰もが地域で安心して暮らせる社会	【設定の背景と理由】 少子高齢化や単独世帯の増加などにより、孤独・孤立や生活上の困難に直面する人々が増加しています。特に女性は複合的に困難な状況に置かれやすい実態があります。本市の調査では、老後の健康面や経済面に対する不安が高く、また各種支援制度や条例の市民への周知不足も課題となっていました。ライフステージや特性に応じた健康づくりを推進するとともに、マイノリティ女性や様々な生活上の困難を抱える人々を地域全体で包摂し、安全・安心な生活基盤を構築する姿勢を反映しています。
【指標(目標数値)】 ●多様な性(LGBTQ)への理解度 ●男女共同参画社会を「男性も女性も生きやすい社会」であると感じる割合 ●子宮頸がん検診受診率 ※要検討 ●乳がん健診受診率	多様な性のあり方の尊重や、包括的な安心感、生涯を通じた健康づくりを測る指標を設定します。
(10)様々な困難を抱える人への支援	「2026-2030大阪府男女共同参画計画」に準拠
施策㉙ 様々な困難を抱える人々への支援強化	【課題】 ・市民意識調査において、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を「全く知らない」と回答した市民が54.4%に上っています。また、「SOGI(性的指向・性自認)」という言葉を「全く知らない」と答えた人が59.9%に達しており、新法や多様な性に関する認知度不足が浮き彫りになっています。 ・自分の老後の生活への不安として、男女ともに「健康面」と「経済面」が上位を占めている、また、非正規雇用で働く女性などは、不安定な立場から複合的な困難や暴力被害につながりやすい構造的な課題が存在します。 ・関連計画においても、高齢者、障がい者、ひとり親、外国人、部落差別(同和問題)、性的マイノリティなど人権課題を抱え、さらには貧困・孤立といった多様な困難な状況に置かれている人々に対する支援の必要性が強く指摘されています。 【強化ポイント】 ・困難を抱える女性への包括的・切れ目のない支援 ・複合的な困難を抱える多様な人々への重層的支援 ・性的マイノリティ等への理解促進と多様性の尊重
(11)性差やライフステージに応じた健康支援	「2026-2030大阪府男女共同参画計画」に準拠
施策㉚ 生涯にわたる主体的な健康づくりに向けた取組	【課題】 ・市民意識調査において、老後の不安として「健康面」が78.1%で最も高く、次いで「経済面」が68.2%となっており、生涯を通じた健康維持への強いニーズ強い。 ・男性と女性では健康の社会的決定要因や疾患のリスクが異なり、特に女性は思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージによって心身の状態が大きく変化するため、性差に応じた適切な保健・医療情報へのアクセスが求められます。 ・大阪府の現状においても、乳がんや子宮頸がんの検診受診率は約40%前後で推移しており、国や府が掲げる目標値(50%)に達していない課題が残されている。※要検討 【強化ポイント】 ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及・啓発 ・妊娠・出産・子育て期における切れ目のない健康支援 ・女性特有の疾患の予防と健康支援 ・発達段階に応じた「性に関する指導」(性教育)
施策㉛ 性にに関する正しい知識の普及の推進	
第5章 計画の推進	
1. 庁内推進体制の強化	
2. 行政と市民との協働による推進	
3. 市民、事業者、地域、教育関係者、関係機関との連携による推進	
4. 施策の進行管理	